

社会福祉法人むつみ会 役員報酬・旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むつみ会の役員及び苦情解決委員会第三者委員の報酬及び旅費等について定めるものである。

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事並びに評議員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び苦情解決委員会第三者委員（以下苦情解決委員という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会等の出席報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したとき、並びに理事長の命を受け施設の運営のための業務にあたった場合、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 理事長及び理事に対し、各年度の報酬は一人当たり40,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(監事の出席報酬)

第4条 監事が監査、理事会に出席したとき、並びに理事長の命を受け施設の運営のための業務にあたった場合、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 監事に対し、各年度の報酬は一人当たり50,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(評議員の出席報酬)

第5条 評議員が評議員会に出席したとき、並びに理事長の命を受け施設の運営のための業務にあたった場合、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(苦情解決委員会第三者委員の出席報酬)

第6条 苦情解決委員が苦情解決委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(旅費)

第7条 法人役員及び苦情解決委員が業務のため出張する場合は、旅費として交通実費と日当（別表2）を支給する。なお、業務のため宿泊研修会に参加する場合は、交通実費と宿泊料12,000円を支給する。

2 特別の事情により前項の規定により難いときは、その事情を考慮し、増額支給することができる。

(旅費の支給方法)

第8条 旅費は原則として任務終了後支給するが、必要により出張前に概算額を支給し、帰任後精算する方法によることができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の議決及び評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は平成30年10月12日から施行する。

この規程は平成30年 4月 1日から適用する。

別表1（日額）

区分	内容	報酬（1日分）
理事長及び理事	理事会出席等	5,000円
監事	監査、理事会出席等	5,000円
評議員	評議員会出席等	5,000円
苦情解決委員	苦情解決委員会出席	5,000円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会出席	3,000円

別表2

区分	県内日当（1日分）	県外日当（1日分）
理事長及び理事	3,000円	5,000円
監事	3,000円	5,000円
評議員	3,000円	5,000円
苦情解決委員	3,000円	5,000円